

(介 23)
令和 2 年 4 月 17 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の影響による
介護報酬等に係る審査委員会の審査決定について

新型コロナウイルス感染症の影響による介護報酬等に係る審査委員会に関しましては、本年3月13日付（介190）文書において、本年4月支払分（3月審査分）の審査委員会については、開催が困難な場合には、介護保険法施行規則第164条の規定にかかわらず、必要に応じて委員の定数の半数に満たない出席により審査決定をすることや、審査委員会会長の一任により審査決定をすることもやむを得ない旨、ご連絡申し上げたところです。

今般、厚生労働省より当該審査委員会に関する新たな事務連絡が発出され、上記の取扱いを当分の間継続し、終了の時期については別途連絡されることになりましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

【添付資料】

- 新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について
(令 2.4.13 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課、老人保健課)



事務連絡
令和2年4月13日

各都道府県介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老人保健課

新型コロナウイルス感染症の影響による審査委員会の審査決定について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

国民健康保険団体連合会による介護報酬等の審査については、今般の新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、介護給付費等審査委員会の開催が困難な場合には、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第164条の規定にかかわらず、当分の間、必要に応じて委員の定数の半数に満たない出席により審査決定をすることや、審査委員会会長の一任により審査決定をすることもやむを得ないものと解することとしたのでお知らせいたします。また、特に当該リスクが高い都道府県においては、審査委員への新型コロナウイルス感染症の感染を防止する観点から、柔軟な業務体制とすることも差し支えありません。この取扱いの終了の時期については、別途連絡いたします。上記について、貴管内関係者に対する周知等に遺漏なきようお願いいたします。